

【6用 語】

【宗門御改帳…しゅうもんおあらためちよう】

「宗門人別改帳」とも。キリスト教を禁止するため家ごとに宗派を調べ、檀那寺（自らの帰依する寺）に信者であることを確認させた、いわば住民の戸籍調査台帳のこと

【旦那…だんな】「檀那」とも書く。僧や寺院に財物等を布施する人、檀家、信者

【宗旨…しゅうし】元来は一宗教の教義の要旨のこと。一般的には宗派や宗門と同義

【銘々…めいめい】それぞれ、おのおの

【印形…いんぎよう】印鑑・印影・捺印など

【6解 説】

本文書は、天保二年（一八三一）二月に吾妻郡吹路（ふくろ）村（現、利根郡みなかみ町）の名主五郎助ら村役人が幕府代官の大原四郎右衛門役所へ提出した宗門人別改め帳の控えである。これはいわゆるキリシタン禁令に基づき、信徒を摘発するために作成され、各人の檀那寺が押印してキリシタンでないことを証明した。記載内容は一村ごとに一家族全員の名前・年齢・続柄のほか、所持高や家畜数、家族内の男女の内訳なども記されたため、宗門改めと人別改めを合体した、いわば住民の「戸籍台帳」としての機能も有していた。

右の本文によれば、幕府領であつた吹路村は総戸数が二五軒、人数一〇四人、馬数九頭という山間の小集落であり、村内にはキリスト教の信者など疑わしい宗派の人物は一人もいないとしている。なお、宗門人別帳は五人組帳や村入用帳などと同様、原則として毎年正月から三月頃までに作成し、支配役所へ提出することになっていた。また、海圓寺は、みなかみ町相俣に現存する曹洞宗の寺院である。